

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 16 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年9月まで

私が結婚した後に、実家の母から国民年金手帳と「国民年金保険料納付記録連絡表」をもらった。市町村役場発行の「国民年金保険料納付記録連絡表」には申立期間が「納付」となっている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無く、申立期間当時、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親についても、国民年金加入期間に未納は無く、申立人の家族の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号については、昭和46年11月4日に払い出されており、その当時は第一回特例納付実施期間中であつたこと、及び国民年金手帳記号番号払出時点で過年度保険料となる44年10月から46年3月までの保険料については46年11月9日にまとめて納付されたことが申立人の所持する領収証書により確認できることから、納付意識の高かつた申立人の両親が、過年度保険料のみを納付し、特例納付で納付可能であつた申立期間の保険料を未納のまま放置することは考え難い。

さらに、申立期間については、申立人の所持する市町村役場発行の「国民年金保険料納付記録連絡表」では「納付」とされているにもかかわらず、町の国民年金被保険者名簿では「未納」とされており、行政側の記録管理にも不適正な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和28年10月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年8月2日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係るA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年10月の標準報酬月額を7,000円、同年11月から29年7月の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年5月から29年12月まで

昭和25年3月中学卒業後、知人の紹介で5月からA社に入社し、29年12月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いことになっているのは、納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と生年月日が同じで、申立人の旧姓と一字違いのB氏の記録が発見され、当該記録は、昭和28年10月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年8月2日に資格を喪失していることが確認できる。

また、当該期間にA社に勤務していた元同僚は、申立人がA社に勤務していたことを記憶しており、さらに、「同社には、B氏の姓と同一の姓の者はいなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、事業主は、昭和28年10月28日に被保険者資格を取得し、29年8月2日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和28年10月の標準報酬月額は7,000円、同年11月から29年7月までの標準報酬月額を6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和25年5月から28年10月27日までの期間及

び 29 年 8 月 3 日から同年 12 月までの期間においては、社会保険事務所の保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立期間当時の状況に関する同僚等の証言は得ることはできず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年8月31日まで

厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、昭和21年4月1日から同年8月31日までの期間については、厚生年金保険の加入記録は無いとの回答をもらった。A社人事部に問い合わせたところ、在職期間中に事業所の異動はあるが、勤務期間に空白は無いと言われた。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の社員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和21年8月31日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和21年4月の社会保険事務所の記録から600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から53年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から53年7月まで

国民年金の加入手続については、市役所で妻が国民健康保険と一緒にした。申立期間の保険料は、妻が毎月自宅に集金に来ていた人に納めていた。当時の国民年金の納付金額については、国民健康保険と一緒に納めていたので、私も妻も覚えていないが、妻が二人分の保険料を納付していたので、妻のみ納付済みとされ、私が未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続については、市役所で妻が国民健康保険と一緒にし、保険料については、毎月自宅に集金に来ていた人に納めていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の妻は、国民年金の加入手続をしたのは申立人であると記憶しているとする一方で、申立人自身には加入手続に関する記憶は無く、申立期間において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間における国民年金加入記録（未納記録）が入力処理されたのは平成10年2月18日付けであることが確認できることから、申立人については、申立期間当時は国民年金に未加入であったことが推認される上、未加入期間については、集金人に保険料を納付することはできない。

さらに、申立人及びその妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間は申立人が厚生年金保険の資格を喪失し、次の事業所で厚生年金保険に加入するまでの間であるが、

申立人には申立期間後にも同様の未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年11月まで  
昭和39年12月に会社を退職した後、亡妻が加入手続を行い、3か月ごとに集金人(名前不明)に夫婦二人分の保険料を払っていたことを記憶している。私の国民年金手帳は無いが、亡妻の国民年金手帳には申立期間について検認印が押されている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は既に亡くなっている上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は「亡妻が加入手続を行い、3か月ごとに集金人(名前不明)に夫婦二人分の保険料を払っていたことを記憶している。」と述べているところ、申立人の居住する市の記録から、申立人の国民年金保険料が申立人の亡妻と同日付けで納付されていたことが確認できるのは、申立人が厚生年保険に加入するまでの期間(昭和37年1月から38年9月まで)のみであり、申立期間以後についてはその事実も確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から55年3月まで  
申立期間中、母親が市役所か社会保険事務所へ国民年金保険料を納付してくれていたのに、未納となっているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間中の申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的な状況は不明である。

また、申立人が当時住んでいたとする市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和58年10月4日に国民年金加入の届出を行い、48年4月1日にさかのぼって資格取得していることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された58年11月1日時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上記の国民年金被保険者名簿には、申立期間について国民年金保険料を納付した記録は無い上、昭和58年12月9日に口座振替の手続を断り、申請免除に切り替えるとの記載があり、当該記録は社会保険庁の記録（申請免除）と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から57年3月まで

私が会社を退職した後、公共職業安定所へ失業給付の手続に行った日に役場の職員が自宅を訪ねて来て、「国民年金に加入しないといけない」と言われたので、母親が役場に行き、私の国民年金の加入手続をしてくれた。後日、母親に頼んで役場で1か月分又は2か月分の国民年金保険料を支払ってもらった。その後、役場から残りの保険料未納期間に係る納付書が届き、役場か金融機関で国民年金保険料を支払ったのに、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料の納付状況についての記憶が曖昧である上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親に聴取しても、申立人の国民年金への加入手続及び保険料納付を示す具体的な証言等が得られない。

また、申立人は、役場からの納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年11月10日に払い出されており、当該時点では、申立期間については過年度保険料となり、役場から過年度保険料に係る納付書が発送されることは無いことから、申立人の申立内容には不自然さが認められる。

さらに、申立人の所持している年金手帳の資格記録欄を見ると、申立人が最初に国民年金の被保険者資格を取得したのは、申立期間後に加入した厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和57年6月16日と記載されている。

加えて、申立期間当時の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名が確認できない上、申立人と類似の氏名を検索しても、申立人に該当すると思われ

る記録も無く、納付記録も見当たらないことなどから、申立期間当時、申立人に係る国民年金への加入手続が行われたものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年2月まで  
市役所の年金係の職員から、さかのぼって国民年金保険料を納付したほうが良いと言われたので、時期ははっきり覚えていないが、夫にお金を都合してもらい、義父母が私の国民年金保険料を一括して支払ってくれたと思うので、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶が無く、申立期間の国民年金保険料の納付状況についての記憶も曖昧である上、申立期間当時、申立人と一緒に住んでいたとする申立人の夫、義父母及び国民年金の加入を申立人に勧めたとされる市役所の職員は、既に死亡しており、当時の申立人の国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年11月27日に夫婦連番で被保険者資格の取得日を38年3月1日にさかのぼって払い出されており、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であることから、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は国民年金の任意加入対象の期間となり、申立人は申立期間にさかのぼって国民年金に加入できず、国民年金保険料の納付もできない期間と推認できる。

さらに、特殊台帳によると、申立人は、昭和38年3月から43年3月までの国民年金保険料を47年6月に特例納付していることが確認できるが、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、国民年金保険料を納付していたものとも考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 344

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 60 年 12 月まで  
昭和 56 年 1 月 A 社に入社し、各種のハウスの壁、床、天井の製造を行い、60 年 12 月まで勤務しており、毎月の給与から各種保険料、寮費が差し引かれていた。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、申立期間について、被保険者となっておらず、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、社会保険事務所の保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立期間当時の同僚に係る厚生年金保険の加入状況を見ると、被保険者でない者がみられ、必ずしも、従業員全員が厚生年金保険に加入していなかったことがうかがわれる。

さらに、申立に係る事業所に照会しても、保存期間が経過しているため、関係書類は無く、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することができなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、申立人は、申立期間において、雇用保険の被保険者となっていない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 345

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 51 年 12 月 31 日まで  
昭和 45 年 4 月に A 社に就職し、トラックの運転手として 51 年 12 月まで勤務した。当時の給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうか及び健康保険証の交付を受けていたかどうか確かな記憶は無いが、同社は、当時従業員数が 18 名程度の会社であったため、社会保険には強制的に加入させられていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、社会保険庁の申立てに係る事業所のオンライン記録には申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立期間当時、申立人と同様の業務に従事していた同僚に係る厚生年金保険の加入状況をみると、申立てに係る事業主は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがわかる。

さらに、申立てに係る事業所は、申立期間当時の書類を保存していないことから、厚生年金保険の控除等の申立てに関する資料は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 26 日まで  
社会保険事務所で申立期間については、脱退手当金が支給されていると言われた。自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所に二度勤務し、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は、同一事業所であるにもかかわらず、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したため記号番号が異なっているものとするのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 4 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 30 年 3 月 7 日まで  
② 昭和 30 年 3 月 15 日から 32 年 3 月 9 日まで

A社(申立期間①)及びB社(申立期間②)に正社員として入社し、生セメントの配送及び市場の売り場に魚を出したり等の業務を行っていた。給与から厚生年金保険料が控除されていたかは覚えていないが、正社員として勤務していたので、同保険料は控除されていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間において、社会保険事務所の保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人の元同僚について、厚生年金保険の加入状況をみると、被保険者でない者がみられ、必ずしも、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時の状況に関する同僚の証言は得られない上、事業主は、書類を保存していないことから、申立てに係る事実を確認できる人事記録等の関連資料は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
昭 34 年 11 月 A 社に入社し、青果物の仕入れ及び売買の業務を行い、39 年 4 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録をみると、資格喪失日が 35 年 6 月 1 日となっており、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社への入社時期及び勤務期間について、「高校卒業後の 11 月から 4 年間程度 A 社に勤務した」と述べているが、同僚等は、「私が昭和 32 年に入社した時、申立人はすでに勤務していた」及び「申立人の入社は、高校卒業後しばらくしてからだった」と証言していることから、申立人の勤務期間は昭和 31 年 11 月から 35 年までの期間と推認される。

したがって、申立人及び同僚等の証言から推認される勤務期間は、A 社の厚生年金保険の新規適用年月日が、昭和 34 年 11 月 1 日であることから判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険の加入記録に不自然さはない。

また、社会保険事務所の保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から 35 年 10 月まで

申立期間については、A社において配管工として勤務しており、健康保険証を使用し歯医者に通ったことも記憶している。しかし、厚生年金保険に加入していないのは、納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、上司と一緒にA社からB社に転職したと証言しているが、上司のA社における厚生年金保険の加入記録をみると、申立人が退職したと主張している時期(昭和 35 年 10 月)より、約一年程度早い時期(昭和 34 年 10 月 23 日)に被保険者の資格を喪失している上、申立人の元同僚について、厚生年金保険の加入状況をみると、入社してから 8 ヶ月後に被保険者資格の取得をしており、必ずしも、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間において、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、事業主は、申立期間当時の書類を保存していないことから、申立てに係る事実を確認できる人事記録等の関連資料は無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から 31 年 4 月 11 日まで

ねんきん特別便について社会保険事務所で相談をしたところ、A社で勤務していた昭和 31 年 4 月から 1 年半ほどの期間の加入期間が見つかったので、その前に勤務していたB社でも加入記録があるのではと思い申立てを行った。申立期間の始期については、B社には 1 年以上勤めていた記憶があるので、昭和 30 年 1 月とした。当時の給与は 1 万円程度だったと思うが、給与明細書等は残っておらず、保険料を控除されていた記憶も無い。申立期間当時の同僚等についても、姓は記憶しているが下の名前までは覚えていない。A社には、B社の倒産により、B社の 20 人強の社員と一緒に移籍したと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の事業主は、「当時の資料を一切保管していないため、人事記録等の資料は確認できない。」と回答しており、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除についての記憶が無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について、申立期間当時のB社及びA社の同僚等に照会しても、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで

申立期間については、A社の職員募集があり、昭和 27 年 11 月に就職し、臨時工として勤務した記憶がある。給与明細書は紛失してしまい、記憶も定かではないが、保険料控除はあったように思う。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立期間当時の昭和 27 年 9 月から同年 12 月までの 4 か月間についてA社において加入記録のある元社員に聴取したところ、「申立人は、2 年ぐらい勤めたと思うが、臨時工の期間は厚生年金保険には入れなかったのだろう。」と述べており、当該事業所においては臨時工は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は昭和 28 年 11 月に全喪となっており、当時の事業主とも連絡がとれないため、申立人の勤務状況及び保険料控除に係る資料の有無や周辺事情について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 30 年 1 月 9 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。昭和 26 年 4 月に A 社に入社し、約 1 か月後 B 支店に配属されて、35 年 2 月に当該事業所を退職するまで継続して勤務し、同僚数名と営業の仕事に就いており、保険料は給与から控除していると聞いていたので、加入記録が無いとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が記憶していた当時の同僚の氏名が社会保険事務所の記録において確認できることなどから、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことを推認することはできるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い。

また、A 社 B 支店における申立期間当時の上司及び全従業員（7 名）中 4 名は、申立人と同様一度厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その 3 年ないし 4 年後に再び同資格を取得しているとともに、同社の代表者、申立人及び申立人の同僚は、同時期に加入記録が無いことから、当時、当該事業所において、何らかの理由により、一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたものと推測できる。

さらに、申立人と同時期の加入記録が無い同期入社と同僚は、「当時、B 支店に勤務していた者は、その間、社会保険に加入していなかったと思う。」としている。

加えて、A 社の代表取締役社長は既に亡くなり証言を得ることもできず、当該事業所も全喪していることから、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月から30年ごろまで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録は見当たらないとの回答を受けた。A社に昭和27年10月から丸3年ぐらい勤務したはずなのに1か月しか記録がないのは納得できない。申立期間当時に右手の人差し指、中指、薬指を旋盤に挟まれて、会社の近くの病院に通院し、厚生年金保険料も引かれていた。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の前後（昭和26年2月から32年4月まで）において、A社における同資格を取得している者7名から聴取りを行ったものの、申立人が申立期間に勤務していたことについて、確かな証言が得られず、判明した当時の経理担当者も供述できる状態にないため、申立内容を確認できる供述を得ることができない。

また、申立人は、当時、旋盤に挟まれて通院したと主張しているが、けがをした時期について記憶が無く、かつ、プレスを担当していた元従業員は、「当時、プレスの職種はあったが、旋盤の職種は無かった。」と証言しており、申立人の当時の記憶が曖昧である。

さらに、A社は既に解散しており、当時の代表取締役社長も亡くなっていることから、人事記録等申立てに関する資料を確認することができない上、申立てに係る証言も得られない。

加えて、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書などの資料は無い。



このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 4 日から 37 年 5 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

私は、申立期間の事業所を退職する際に、脱退手当金の説明を受けておらず、脱退手当金の制度すら知らなかった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に勤務していた事業所において、昭和 34 年 8 月から 44 年 12 月までの厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者で、2 年以上の被保険者期間の記録がある女性の被保険者 70 名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 55 名に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 46 名は厚生年金保険被保険者資格の喪失後 3 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 37 年 6 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。